

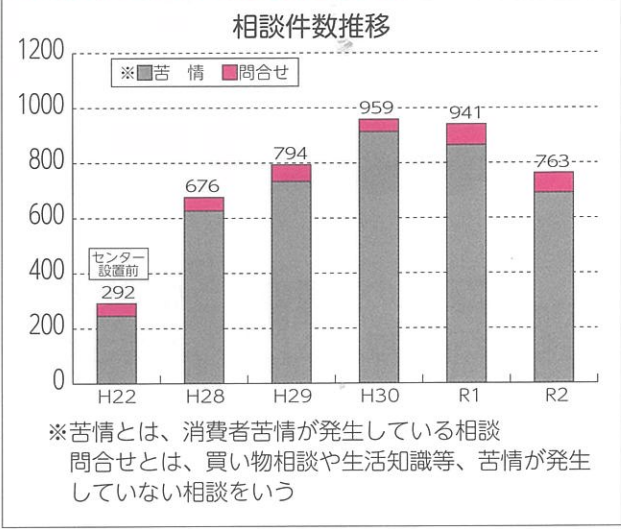
消費生活センターだより

令和3年度

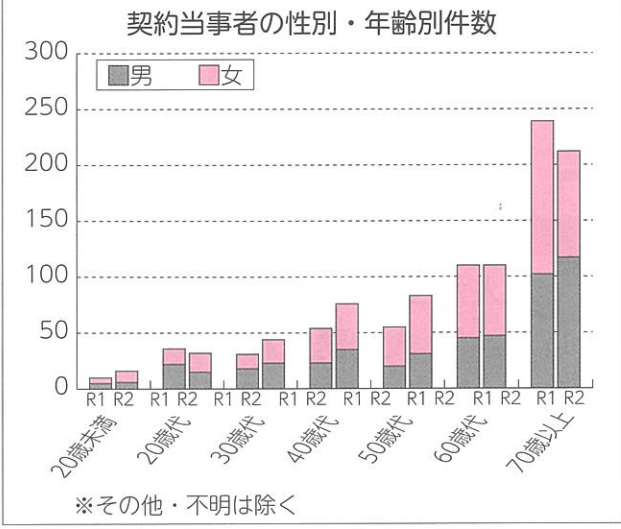
発行：茂原市消費生活センター(生活課)
 ☎0475-20-1505
 消費生活のご相談は
 ☎0475-20-1101
 (月～金曜日 9:30～12:00 13:00～16:00)

令和2年度 消費生活相談の概要 相談件数 763件 (前年度比178件減)

◎茂原市の消費生活相談件数



◎年代別にみた契約当事者割合



◎相談が多い商品・サービス

1位	定期購入	インターネット通販での化粧品・サプリ等の契約など
2位	商品一般	スマホ・パソコンへの迷惑メールに関する相談など
3位	デジタルコンテンツ	オンラインゲームやアダルト情報サイトなどからの不当請求の相談など
4位	工事・建築・加工	保険金利用等、住宅リフォームに関するトラブルなど
5位	融資サービス	サラ金やクレジットカードの利用による多重債務相談など

茂原市では平成23年度から消費生活センターを設置し、平日毎日、相談を受ける体制を整えています。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う在宅時間の増加により、インターネット通販に関するトラブルが増加しました。その中でもお試しのつもりで、化粧品やサプリを低価格で購入できると思って購入したが、定期購入が条件となっていたという相談が多く寄せられました。

また、メールやSMSによる架空請求に関する相談も依然として多くみられました。新型コロナに便乗し、メールや電話などで金銭や個人情報を詐取しようとする手口にも引き続き注意が必要です。

年代別では、「新しい生活様式」の推進により、30代から50代の相談が急増しました。契約者本人ではなく周りの方からご相談をいただくこともあります。消費者被害を防止するため家族や地域で見守っていただきたいと思ひます。

消費生活相談 の 事例から

最近、長引くコロナ禍の影響で、暗号資産(仮想通貨)やSNSをきっかけにした投資に関するトラブルが発生しています。

「簡単にもうかる」 という怪しい投資話に注意!!

事例1

友人から「もうかる話がある」と言われ、仮想通貨の投資のような契約をした。「1人勧誘すれば40万円入る。3人誘えば元が取れる」とも説明されたが、投資の内容も分からないので解約をしたい。

事例2

SNSで知り合った人から「初心者でも簡単に稼げる」とFXを勧められた。月50万円のもうけがあると言われ、紹介されたサイトに計6万円をクレジットカードで支払った。

その後、不審に思いサイトの運営業者を調べると、海外の無登録業者だと分かった。まだ取引していないので「出金したい」とサイトに連絡したところ「出金はできない」と回答があった。



◎茂原市消費生活センターより ～トラブルにあわないためのポイント～

👉 **簡単に大金を得られることはありません!**
友人や先輩から勧誘されても、安易な気持ちで飛びつかないようにしましょう。

👉 FXは損失が出るリスクの高い取引であり、確実にもうかるものではありません。「簡単にもうかる」という勧誘を鵜呑みにせず、リスクを十分に理解出来なければ取引をしないようにしましょう。

👉 「すぐに元が取れるから大丈夫」と言われても、クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約をしてはいけません。
断るときは「契約はしない」とはっきり伝えましょう。

「出前講座」をご利用ください <無料>

消費生活センターでは、職員出前講座のメニューの1つとして“かしこい消費者づくり”をテーマに、講師(消費生活相談員)を派遣します。最新の悪質商法の手口や対処法について事例を交えながらお話しします。

自治会など地域の集まりや各種団体・グループでのイベントがございましたら、是非、ご利用ください。

- ・対象 市内在住・在勤・在学の10人以上の団体など
- ・開催日時 午前10時から午後9時までの2時間以内
(ただし、土曜日・日曜日・祝日は午後5時まで。年末年始は除く。)
- ・会場 会場はご用意ください

【申し込み方法】

- ・希望日の20日前までに、申込書を生涯学習課に提出してください
 - ・政治・宗教活動または営利目的や個別の相談、要望は受付できません
- 出前講座のご相談・問い合わせは、生活課(電話0475-20-1505)
お申込みは生涯学習課(電話0475-20-1559)まで



茂原市消費生活推進員に登録しませんか

消費生活に関する情報を身近な人々に伝えるなど、消費生活センターの活動を応援していただく「消費生活推進員」を募集します。ご自分のできる範囲で活動いただくボランティアです。

登録制で、登録いただいた方には、消費生活センターから消費生活に関する情報等をお送りします。是非、ご登録ください。

- ・活動内容 研修会等への参加、まわりの方への周知啓発、市への情報提供など
- ・登録資格 市内に住所を有する満20歳以上の方
市内に事業所を有する事業者
市内に住所を有する者により組織する団体
- ・登録期間 令和4年4月30日まで
- ・登録方法 所定の申込書に必要事項を記入の上、消費生活センターにお申込みください。
※随時受付 詳しくはお問い合わせください

「消費生活相談員」資格試験にチャレンジしませんか?

消費生活センターでは、消費生活相談員が、契約トラブルや多重債務など、地域の方々の消費生活に関するさまざまな相談にあたっています。

消費生活相談員資格試験(国家資格)は、消費者安全法に基づき、消費生活相談を行うために必要な知識及び技術を有するかどうかを判定することを目的に、内閣総理大臣の登録を受けた登録試験機関が実施します。資格認定試験は、毎年全国各地で行われます。

消費者トラブルが起きたら、できるだけ早く 消費生活センターに相談を

消費生活センターがどのようなところかをご紹介します。

Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの、消費生活に関する**消費者と事業者間のトラブル**について相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては交渉の手伝い（あっせん）をすることもあります。

Q2 事前に準備しておくといものはありますか？

契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などを用意しておくといでしょう。

Q3 どこに電話をすればよいですか？

茂原市消費生活センター「**0475-20-1101**」におかけください。または局番なしの「**188 (イヤヤ)**」におかけいただいても、茂原市消費生活センターにつながります。（お住まいの郵便番号をご入力ください。）

Q4 料金はかかりますか？また、秘密は守られますか？

相談は**無料**ですが、通話料金がかかります。消費生活相談員には守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

Q5 誰でも相談できますか？

茂原市にお住まいの方に限ります。他の市町村にお住まいの方は、各地域の相談窓口へご相談ください。



茂原市消費生活センター 茂原市役所 2階 生活課内

電話 **0475-20-1101**

相談日：月～金(休日・年末年始を除く)

相談時間：午前9時30分～正午、午後1時～午後4時まで